

介護職員の皆様へ

令和5年4月3日
医療法人社団旭豊会
理事長 川辺 勝三

令和5年度の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等
ベースアップ等支援加算に係る届出及び介護職員への処遇改善計画について

令和5年度の介護職員処遇改善に係る計画書を北海道と旭川市に提出いたしました。

介護職員処遇改善（以下、処遇改善加算）計画書、介護職員等特定処遇改善（以下、特定処遇改善加算）計画書及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、ベースアップ等加算）の計画書については、別紙の資料をご覧ください。

今年度の処遇改善等に関する賃金改善の内容は以下のとおりです。

介護職員に対する処遇改善の期間

処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の賃金改善実施期間

・令和5年4月～令和6年3月

処遇改善による賃金額 1)

年額	処遇改善	特定処遇改善	ベースアップ等 加算	合計
■ 常勤職員	201,600円	144,000円	64,800円	410,400円
■ 非常勤職員 (1月の平均労働時間による)	5,200円 10,400円 15,600円 20,600円	2,200円 4,400円 6,600円 8,800円	12,000円	19,400円 26,800円 34,200円 41,400円

1)常勤職員の基本給の改善、非常勤職員の時給の増額を除く

1 介護保険サービス

令和5年度の処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の見込額は、

処遇改善加算 : 46,954,920円

特定処遇改善加算 : 21,388,440円

ベースアップ等加算 : 9,368,160円

(ア) 処遇改善加算の支給

① 固定的賃金の改善

処遇改善加算による入金額は常勤職員の基本給の改善、非常勤職員は時給の増額に充て、賃金による処遇改善を行います。なお、固定的賃金の改善により増加する賞与相当額についても処遇改善加算入金額より充当します。

② 処遇改善手当の支給

処遇改善加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

■ 常勤職員 : 年額 201,600円

毎月の給与で調整手当として16,800円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 5,200円から20,600円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

③ 法定福利費の増加

処遇改善加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費を処遇改善加算による入金額から充当します。

(イ) 特定処遇改善加算の支給

① 特定処遇改善手当の支給

特定処遇改善加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

なお、特定処遇改善加算の考え方である“「経験・技能のある介護職員」のグループの設定、あるいは月額平均8万円以上の改善又は年収440万円以上となる者の設定”を行うと、階層内で賃金が不均衡となり、介護職員の賃金格差が生じるため、職員一律に支給します。よって、「経験・技能のある介護職員」のグループの設定は行いません。

■ 常勤職員 : 年額 144,000円

毎月の給与で調整手当として12,000円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 2,200円から8,800円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

② 法定福利費の増加

特定処遇改善加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費を特定処遇改善加算による入金額から充当します。

(ウ) ベースアップ等加算の支給

① ベースアップ等加算手当の支給

ベースアップ等加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

■ 常勤職員 : 年額 64,800円

毎月の給与で調整手当として5,400円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 12,000円

毎月の給与で調整手当として1,000円を支給。

② 法定福利費の増加

ベースアップ等加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費をベースアップ等加算による入金額から充当します。

ヘルパーステーション ほとす
介護職員の皆様へ

令和5年4月3日
医療法人社団旭豊会
理事長 川辺 勝三

令和5年度、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算、障害福祉サービス等処遇改善に係る届出及び介護職員への処遇改善計画について

令和5年度の介護職員処遇改善及び障害福祉サービス等処遇改善に係る計画書を旭川市に提出いたしました。

介護職員処遇改善（以下、処遇改善加算）計画書、介護職員等特定処遇改善（以下、特定処遇改善加算）計画書及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、ベースアップ等加算）と障害福祉サービス等処遇改善の計画書については、別紙の資料をご覧ください。

今年度の処遇改善等に関する賃金改善の内容は以下のとおりです。

介護職員に対する処遇改善の期間

処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の賃金改善実施期間
・令和5年4月～令和6年3月

処遇改善による賃金額 1)

年額	介護職員処遇改善			障害福祉サービス等処遇改善			合計
	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	
常職員	122,400円	96,000円	30,000円	79,200円	48,000円	34,800円	410,400円
非常勤夜勤職員①	128,700円	33,156円	7,800円	69,300円	178,44円	4,200円	261,000円
非常勤夜勤職員② (1月の平均労働時間による)	20,280円	8,580円	7,800円	10,920円	4,620円	4,200円	56,400円
	～ 80,340円	～ 34,320円		～ 43,260円	～ 18,480円		～ 188,440円
非常勤夜勤職員③	7,800円	3,900円	3,900円	4,200円	2,100円	2,100円	24,000円

1)常勤職員の基本給の改善、非常勤職員の時給の増額を除く

1 介護保険サービス

令和5年度の処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の見込額は、

処遇改善加算 : 46,954,920円

特定処遇改善加算 : 21,388,440円

ベースアップ等加算 : 9,368,160円

(ア) 処遇改善加算の支給

① 固定的賃金の改善

処遇改善加算による入金額は常勤職員の基本給の改善、非常勤職員は時給の増額に充て、賃金による処遇改善を行います。なお、固定的賃金の改善により増加する賞与相当額についても処遇改善加算入金額より充当します。

② 処遇改善手当の支給

処遇改善加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末(令和6年3月)に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

■ 常勤職員 : 年額 122,400円

毎月の給与で調整手当として10,200円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 3,380円から13,390円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

■ 非常勤夜勤職員 : 年額 3,380円から13,390円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

③ 法定福利費の増加

処遇改善加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費を処遇改善加算による入金額から充当します。

(イ) 特定処遇改善加算の支給

① 特定処遇改善手当の支給

特定処遇改善加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

なお、特定処遇改善加算の考え方である“「経験・技能のある介護職員」のグループの設定、あるいは月額平均8万円以上の改善又は年収440万円以上となる者の設定”を行うと、階層内で賃金が不均衡となり、介護職員の賃金格差が生じるため、職員一律に支給します。よって、「経験・技能のある介護職員」のグループの設定は行いません。

■ 常勤職員 : 年額 96,000円

毎月の給与で調整手当として8,000円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 1,430円から5,720円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

■ 非常勤夜勤職員 : 年額 1,430円から5,720円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

② 法定福利費の増加

特定処遇改善加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費を特定処遇改善加算による入金額から充当します。

(ウ) ベースアップ等加算の支給

① ベースアップ等加算手当の支給

ベースアップ等加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

■ 常勤職員 : 年額 30,000円

毎月の給与で調整手当として2,500円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 7,800円

毎月の給与で調整手当として650円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 7,800円

毎月の給与で調整手当として650円を支給。

② 法定福利費の増加

ベースアップ等加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費をベースアップ等加算による入金額から充当します。

(イ) 特定処遇改善加算の支給

① 特定処遇改善手当の支給

特定処遇改善加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

なお、特定処遇改善加算の考え方である“「経験・技能のある介護職員」のグループの設定、あるいは月額平均8万円以上の改善又は年収440万円以上となる者の設定”を行うと、階層内で賃金が不均衡となり、介護職員の賃金格差が生じるため、職員一律に支給します。よって、「経験・技能のある介護職員」のグループの設定は行いません。

■ 常勤職員 : 年額 48,000円

毎月の給与で調整手当として4,000円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 770円から3,080円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

■ 非常勤夜勤職員 : 年額 770円から3,080円

1月の平均労働時間を基準に6月と12月の賞与時に支給します。

② 法定福利費の増加

特定処遇改善加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費を特定処遇改善加算による入金額から充当します。

(ウ) ベースアップ等加算の支給

① ベースアップ等加算手当の支給

ベースアップ等加算による入金額を、以下の基準で支給し、併せて年度末（令和6年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合は支給することで処遇改善を行います。

■ 常勤職員 : 年額 34,800円

毎月の給与で調整手当として2,900円を支給。

■ 非常勤職員 : 年額 4,200円

毎月の給与で調整手当として350円を支給。

■ 非常勤夜勤職員 : 年額 4,200円

毎月の給与で調整手当として350円を支給。

② 法定福利費の増加

ベースアップ等加算により実施する賃金改善で増加する法定福利費をベースアップ等加算による入金額から充当します。